【事業者としての留意事項】

刈払機は多くの事業者で使用されている機械です。刈払機の刃に接触することによる死亡災害が毎年発生しています。

担当場所や作業場所における作業手順を定めるときは、労働者同士の距離が 15 メートル以上離れるようにしましょう。

4 農薬散布には、作業の安全に配慮した服装および保護具の着用が必要です

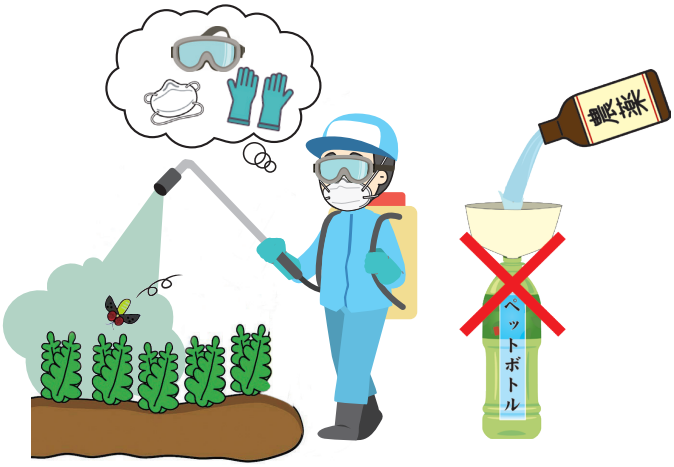

・農薬のラベルを確認して、ゴーグル、帽子、保護マスク、保護衣、保護手袋、長靴等の必要な装備を着用しましょう。

・農薬は必要な分だけ量りとりましょう。

・農薬や希釈液を、ペットボトル等飲食品の空容器に移し替えないようにしましょう。

【事業者としての留意事項】

ゴーグルは曇り止め機能のある物を使用し、又は曇り止め液を併用してください。

保護具は直接肌に接するものですので、絶えず清潔にし、決められた保管場所へ保管させ、適時確認しましょう。また、保護具の種類、使用頻度によっては個人に専用のものを与えましょう。
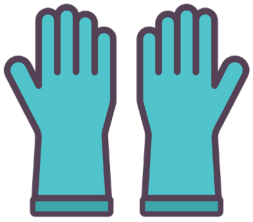
農薬は、保護具を正しく着用せずに使用すると、急性的な毒性だけでなく、長年継続的に直接暴露することによって健康被害が生じる可能性があります。日頃から、保護具の着用状況を確認してください。